

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定

奈良県（以下「甲」という。）と奈良県司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における県民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、被災者相談業務の実施について、乙に対して協力を要請することができる。
2 乙は災害時において特に必要と認めるときは、甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。
3 乙は、第1項に規定する要請を受けた場合は、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請の手続）

第3条 前条第1項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する期間及び実施市町村その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合は、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付することができる。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務の内容は、第1条に規定する目的に鑑み、広く県民生活の復興に資する法制度等に関する情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談であって、次に掲げる相談への対応とする。

- ア 相続に関する相談
- イ 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- ウ 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- エ 成年後見制度に関する相談
- オ その他司法書士法（昭和25年法律第197号）に定める業務に関する相談

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、関係市町村と連携して、被災者相談業務の開催場所の確保及び開催に係る広報に努める。
2 乙は、被災者相談業務の実施に当たり、次に掲げる事項を行うものとする。
ア 被災者相談業務に係る会場の開設及び運営
イ 相談員の派遣
ウ 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害時又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

（費用負担）

第7条 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他費用の負担は、乙の負担とする。

（相談料）

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（損害補償）

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年9月4日

（甲）奈良県奈良市登大路町30

奈良県知事 山下 真



（乙）奈良県奈良市西木辻町320-5

奈良県司法書士会 会長 森川 崇

